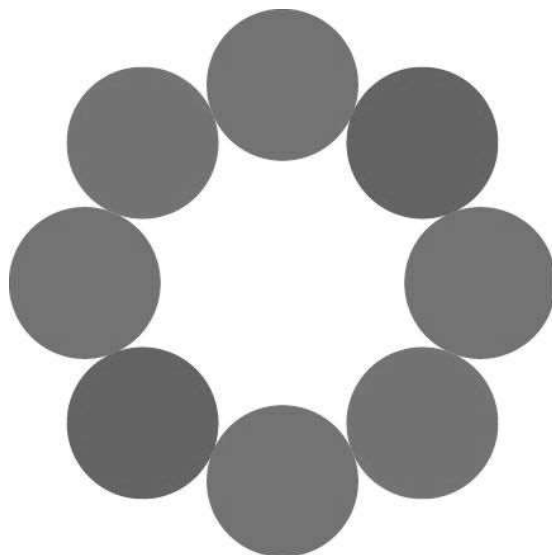


## 第2次南砺市行政改革大綱



平成24年7月

南砺市行政改革推進本部

## 目 次

第1 第2次行政改革大綱策定（行政改革大綱見直し）の趣旨	1
（1）行政改革への取り組み	
（2）南砺市の現状と市政の課題	
（3）行政改革の必要性和南砺市の姿勢	
第2 行政改革推進の体制	5
（1）改革推進の視点	
（2）推進体制	
（3）改革の重点目標	
（4）行政改革大綱の推進期間	
（5）行政改革大綱の基本的考え	
第3 行政改革の主な事項	7
I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】	7
（1）事務事業の見直し	
（2）民間委託の推進	
（3）行政組織機構の見直し	
（4）外郭団体、財政援助団体等の見直し	
（5）行政サービスの向上	
II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】	9
（1）財政の健全化	
（2）定員管理と人件費の適正化	
（3）人材育成の推進と多様な人材の確保	
III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】	11
（1）公正の確保と透明性の向上	
（2）市民協働の市政の推進	
第4 まとめ	12
《参考》	13

## 第1 第2次行政改革大綱策定（行政改革大綱見直し）の趣旨

### （1）行政改革への取り組み

平成12年（2000年）に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止など、国と地方の関係の根幹に関わる改革が進められてきたほか、その後も地方分権改革推進委員会において、国の様々な規制や枠組みに対して順次勧告が行われてきました。

このような分権型社会の到来に対応するため、本市は平成16年（2004年）11月に8町村の合併により誕生し、自主・自立の自治体経営を一層推進するために、総務省から示された指針を受けて、平成18年（2006年）3月に「南砺市行政改革大綱」（以下、「行革大綱」という。）及び「南砺市行政改革実施計画」（以下、「行革実施計画」という。）を策定し、改革に取り組んできました。

この行革大綱と行革実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構の改革、財政の健全化、職員数及び人件費の削減などを着実に進めてきましたが、公共施設の再編・統廃合や第三セクターの経営改革など未だに解決されていない課題が多くあります。

この背景には、合併に際して行われた「サービスは高く、負担は低く」とする方針に基づく調整にみられるように、急激な変化による混乱を抑えるための配慮があったことや、事務事業の選択と集中よりも一律的な削減を求めたことがあげられます。

また、改革を実行する段階で、市民や職員の間でみられる「総論賛成・各論反対」の風潮が大きな弊害となっている現実もあります。

したがって、今後の取り組みの方策としては、これまでの取り組みを検証し、課題を明確にするとともに、このたび制定した「南砺市まちづくり基本条例」の基本理念を遵守しながら着実に実行していく必要があります。

### （2）南砺市の現状と市政の課題

世界的な金融危機の影響に伴い、景気回復の実感がつかめない状況の中、少子高齢化や国際化の進展、環境問題や震災に対する関心の高まりなど、社会・産業構造全体が大きく変化しています。

近年は特に、本市においても少子高齢化・過疎化が顕著に表れており、市全体の人口は20年前と比較して15パーセント以上も減少し、65歳以上の老年人口の比率は30パーセントを超えています。

一方、多様化・複雑化する住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、事務事業の効率化や改善に努めているものの、その需要や課題は拡大傾向にあることから、行政のスリム化に向けた思い切った改革の展開が求められています。

行政のスリム化には、国の構造改革政策で掲げられたように「地方でできることは地方で」、「民間でできることは民間で」とする考え方が不可欠であります。そのことと併せ

て、地域活力を向上させるための方策を地域全体で考えていく必要があります。

#### ①歳入

本市では、自主財源である市税や諸収入などの歳入全体に占める割合が約 3 割で、財源の大半を地方交付税や市債などに依存していることから、非常に脆弱な財政基盤にあります。平成 18 年度の税制改革により国からの税源移譲があったものの、昨今の経済不況や労働人口の減少により市税の伸びは今後もあまり期待できない状況にあります。

また、合併特例法による財政支援として、普通交付税の算定上の特例措置が設けられており、現在は約 30 億円程度が積み増しされていますが、この特例は平成 27 年度から段階的に減額されることになっています。

市債については、建設投資の主たる財源として欠かせないものとなっており、これまで合併特例債や過疎対策事業債などの元利償還額の一部が普通交付税に算入される有利な起債を効果的に活用しながら社会資本整備などを促進してきましたが、起債残高も増加傾向となる中で、さらに厳しい財政運営を余儀なくされると想定されることから、今後は、適正な実質公債費比率を堅持しながら、歳入の確保に努めなければなりません。

#### ②歳出

歳出の伸びに対しての自主財源の伸びや、人口減少に対しての歳出規模がそれぞれ比例していない現状にあります。

歳出規模を圧縮できない背景には、社会構造や市民ニーズの多様化など考えられますが、年々増加を続ける社会保障関連経費の負担も大きな要因の一つとなっており、今後も少子高齢化の進行により負担が重くなることが予想されます。

また、過去には、雇用対策や若者定住促進に関連する流出人口抑制策に力を注ぎ、国県からの財政支援をもとに各種施設の整備を進めてきました。その結果、増加した公共施設の維持管理費などの財政負担も要因の一つとなっています。

#### ③他自治体との比較

普通会計の歳出決算額（平成 22 年度）を県内の他自治体と比較すると、本市が約 377 億円のところ、合併しなかった氷見市では 218 億円、合併した砺波市でも 203 億円となっており、市民 1 人当たりの歳出額も、氷見市の 413 千円、砺波市の 410 千円に対して、本市は 680 千円と多くなっています。8 町村の合併で市域が広いことや中山間地・過疎地域などの地勢を踏まえたうえで、適正な歳出額となるよう行政経費全般を見直していく必要があります。

#### ④市町村合併の効果

行政経営の効率化と財政基盤の強化を図ることを目的の一つに掲げて合併したものの、

分庁舎方式に係る経費や職員及び機能が類似・重複した公共施設を多く抱えていることなど、合併から 8 年が経過した現在でも、市町村合併のスケールメリットを生かして行政経費を節減する課題が残っています。

節減した経費を多様化・高度化する行政需要に還元するとともに、合併特例措置が終了するまでの残された期間内に、地方交付税の変動に影響されにくい財政構造への転換を図る必要があります。

### （３）行政改革の必要性和南砺市の姿勢

次の世代が担う 10 年先、20 年先の「南砺市のあるべき姿」を見据えた政策・施策を展開していくことが重要です。

この行革大綱は、総合計画に掲げた南砺市の将来像を実現するため、行政改革を推進し、行政経営の新たな方向性を示す指針として位置づけます。

将来に向けて持続可能な行政経営を目指すためには、まず、現状と政策課題を正面から捉え、南砺市の姿として健全でない部分の改善から始めなければなりません。

自主財源に乏しく市債残高が多い本市では、財政の硬直化が懸念されており、「自主」「自立」の行政経営を難しくさせている状態にあります。こうした中、合併特例措置の終了が大きな不安材料となっていることから、今まで以上に財政規律の厳格化を進めるとともに、さらなる行政改革の断行に取り組む必要があります。

改革にあたっては、相当な覚悟とエネルギーが必要とされることから、以下の考え方を踏まえながら改革に対する市民の理解と協力を求めていきます。

#### ①改革・改善を先送りしない

市町村合併の特例措置である地方交付税の合併算定替え期間が平成 26 年度で終了し、平成 27 年度からの 5 年間で段階的に減額され、平成 32 年度からは一本算定となることから、これまでのように政策課題を先送りすることは、もはやできない状況にあるといえます。

このため、改革・改善ができない理由を明らかにして、改革・改善をしていく方策を考えるように発想を転換していきます。

#### ②施策や事務事業に優先順位をつけて取り組む

これからも残したい施策や必要だと感じる事業は人それぞれに異なります。財政が逼迫している現状にあつては、あらゆる人が満足できる施策を同時に展開することは困難です。

このため、改革には少なからず“痛み”を伴うものであることを、市民や受益者にも認識していただくなくてはなりません。

多くの市民が共感できるサービスの“最大公約数”を重視しなければならないことはいうまでもありませんが、今やるべきことと今は我慢すべきことを見極める必要があります、そのためにも聖域を設けずに、行政評価などを通じてすべての施策に対して優先順位をつけ

て判断していきます。

### ③無駄を根絶する

行政が行う事務事業は、それぞれに必要性や個別の事情を抱えており、本来“無駄”といえるものはないとされてきました。

しかし、行政が実施しなくても民間が受け皿になれる事業や受益の公平性に欠くもの、または所期の目的を終えて形骸化している事業などに公費を投入すべきでないことは、自明であるといえます。

こうした“無いよりあったほうがよい”程度のものや“時代に適合しなくなった”ものは、速やかに排除していきます。

## 第2 行政改革推進の体制

### (1) 改革推進の視点

これまでの取り組みにおける反省点として、市の将来像を見据えたうえでの、施策や事務事業の「選択と集中」に取り組みず、一律的な削減を求めていたことが挙げられます。また、「総論賛成、各論反対」という障害を乗り越えられず、既存の枠組みやしがらみを見直せなかったことが改革の前進を妨げてきた一因となっています。

改革を目に見えるものとするためには、これらの課題と反省を踏まえたうえで、改革を推進する必要があります。

#### ①職員の意識改革による改革への取り組み

職員一人ひとりの資質と創意・工夫により改革・改善策が見出せることから、人材の育成とともに意識改革が重要な課題となります。

市民に対する説明責任を果たすとともに、最大の効果を最少の経費で上げる行政経営を行っていくため、コスト意識と経営的感覚を養い、今一度「全体の奉仕者」であることを再認識し、改革への熱意を持って取り組みを推進します。

#### ②市民の参画による改革への取り組み

行政改革は、簡素で効率的な行政を目指すのみならず、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、まちの将来像の実現を目指すものです。

このため、まちづくりの主役である市民自身が、責任と自覚を持って、地域を魅力のあるものにしていく必要があることから、あらゆる分野において、自主的・主体的な取り組みが進むことが期待されます。

まちづくり基本条例に基づき、「市民が主体」、「情報の共有」、「市民協働」のまちづくりを確立し、意見を施策や事務事業に反映させる仕組みづくりと行政の公正性や透明性の向上などに取り組み、市民、議会及び関係団体などの理解と協力を得ながら、ともに行政改革を推進します。

### (2) 推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として市長を本部長とする南砺市行政改革推進本部において、改革の趣旨や必要性の徹底を図るとともに、実施に必要な事項の調整や改革事項の進行管理を行ないます。

また、改革の具体的な方策を実施計画として取りまとめ、その進捗状況や実績を公表するとともに、改革項目以外についても随時必要に応じた方策を加え、不断に取り組みます。

行革大綱と行革実施計画の管理に際して、外部からの意見や提言を反映することで、実効性のある改革に取り組んでいくための諮問機関として設置されている、市民と有識者か

らなる南砺市行政改革懇談会において、実施内容や進捗状況など進行管理への意見を求めながら行政改革を推進します。

### **(3) 改革の重点目標**

総合計画に掲げた南砺市の将来像の実現を目指して行政改革を推進するにあたって、次の3つを重点目標として設定します。

- I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】
- II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】
- III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

この重点目標の達成に向けた具体的な改革事項については、第2次行政改革実施計画において定めることとします。

### **(4) 行政改革大綱の推進期間**

この大綱は、市の総合計画後期基本計画との整合を図るため、同基本計画と同じく平成28年度までの5カ年を計画期間とします。

また、行革実施計画の取り組み期間も同じく5カ年とし、PDCAマネジメントサイクルの手法をもって毎年の進捗管理を行い、必要に応じて内容を見直します。

### **(5) 行政改革大綱の基本的考え**

行政改革を進めるにあたっては、課題の解決を先送りにしない強い決意を示すため、実施計画の改革事項には、具体的な取り組み（事務事業）を掲げ、実行の期限を明示します。



## 第3 行政改革の主な事項

### I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

市政を変えていくには、行政主体のまちづくりから市民主体のまちづくりへ転換しなければなりません。そのためには、行政だけでなく市民自らも意識や行動を変えていくことが求められます。

「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」、「自分でできることは自分で」とする考えに基づき、それぞれの役割を明確化することにより、協働できるシステムを構築し、行政と民間（市民・自治会を含む）が役割に応じたサービスの提供を展開していきます。

#### （1）事務事業の見直し

南砺市総合計画後期基本計画に基づき施策の重点化を図るとともに、事務事業全般について見直しを行い、整理や統廃合によって簡素化、合理化を実施します。また、行政評価の手法を取り入れて、さまざまな事務事業を対象として目的や効果等を検証し、予算編成や計画の進行管理に活用することで、最大の効果を最少の経費で上げる行財政システムを構築します。

##### 【方策】

- ①行政が実施する施策の選択や重点化
- ②公共施設の再編（機能強化、統廃合、民営化）
- ③行政評価に基づく事務事業の改革・改善

#### （2）民間委託の推進

住民ニーズの多様化にともない行政が担っている事務事業が増大するとともに、地方分権の進展により国や県からの権限（事務）移譲が進んでいます。

このため、業務の民営化や民間委託を導入することでサービスの質の向上と経費の節減を図るとともに、公の施設の管理運営については、施設の設置者である行政の責任を果たすことを前提に、指定管理者制度を導入し、サービスとコストの両面で改革・改善を図ります。

##### 【方策】

- ①行政運営の効率化や住民サービスの向上が図れる業務の民間委託の推進
- ②指定管理者制度による公の施設の管理運営
- ③民間活力の導入

### (3) 行政組織機構の見直し

現在の行政組織機構は、市制移行時に構築し、その後毎年見直しを行ってきたのですが、社会情勢や行政課題の変化に適應するため、引き続き随時必要な見直しを行います。また、行政センターや出先機関については、本庁業務との連携を図りながら、機能の特化と見直しを行います。

#### 【方策】

- ①新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築
- ②スクラップ・アンド・ビルドの徹底による組織機構・出先機関の統廃合

### (4) 外郭団体、財政援助団体等の見直し

市が出資している第三セクターや外郭団体及び財政援助団体の経営状況を再点検し、財政支援の見直しを行うとともに、廃止や統合を含めた改革を実施します。

また、市が行っている団体事務については、事務局業務の各団体への移行を進めます。

#### 【方策】

- ①外郭団体の経営改善と自立の促進
- ②外郭団体の統廃合
- ③財政援助団体の自主的運営の推進

### (5) 行政サービスの向上

地方分権の進展と少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化にともない、行政サービスの高度化・多様化が進んでいます。住民サービスの範囲を拡大するだけでなく、サービスの水準や受益の適否を検証したうえで、質の向上が求められています。

財政事情が厳しさを増すなかで、より質の高い行政サービスを提供するために、住民ニーズの変化を的確に把握し、市民満足度の向上に努めます。

#### 【方策】

- ①開庁時間の拡大など窓口サービス、相談業務体制の充実
- ②市民への情報提供機会の充実
- ③ICTの活用による行政サービスの拡充
- ④行政手続きの簡素化による行政サービスの迅速化

## Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

合併前の各町村は、地域の活性化を図ることを目的として補助金や地方債を活用して公共施設を整備してきました。また、多様化する市民ニーズに応えるために行政サービスを拡充してきたことから、多額の地方債（市債）残高があります。市町村合併にともなう地方交付税の特例措置は平成 27 年度から段階的に縮小されることから、市民サービスの維持と債務償還のために厳しい財政運営を強いられます。

このことから、財政基盤の強化と安心できる将来像の構築に向けて、コスト意識を踏まえた行政経営という考え方に切り替え、施策の重点化を図るとともにすべての事務事業をゼロベースから見直すことで、本市の「身の丈にあった」行財政規模への転換を図ります。また、複雑化・多様化する行政課題に的確に対処し行財政改革を進めるためには、職員一人ひとりが自らの課題として取り組む必要があることから、人材の育成や資質の向上に努めます。

### （１）財政の健全化

社会情勢や住民ニーズの変化にともない行政サービスの範囲も増大していますが、限られた財源の中で真に必要なサービスを提供していくためには、施策の重点化や事務事業の見直しなどにより行政コストを縮減することが必要です。

また、自主財源の確保に努めるとともに、公平性の原則のもとに公共料金を検証し、必要な見直しを行うなど、財政の健全化を図る必要があります。

補助金等の見直しや公営企業の健全な経営、公有財産の有効活用と整理合理化、事務的経費の一層の節減などにより歳出の抑制を図ります。

#### 【方策】

- ①歳出経費の徹底的な削減と公有財産の整理合理化
- ②税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保
- ③公共事業の見直しと公共工事の適正なコスト縮減
- ④補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し
- ⑤地方公営企業の経営健全化

### （２）定員管理と人件費の適正化

定員適正化計画に掲げた職員数の削減目標を達成するため、事務事業の内容や量、人員配置などを常に点検し、定員の適正化と人件費の抑制に取り組みます。

また、業務の電算システム化による効率化と民間委託を推進するとともに、国の公務員制度改革を踏まえ、給与・人事制度の運用の見直しや水準の適正化を図ります。

#### 【方策】

- ①組織再編や業務の整理合理化による職員数の削減

### (3) 人材育成の推進と多様な人材の確保

地方分権の進展に伴い、自治体が地域の課題を自ら解決していくことが求められます。このため職員には個々の資質と政策形成能力の向上が求められることから、人材育成基本方針に基づき他団体への研修派遣や人事交流をとおして、先見性と幅広い視野を備えた職員の養成に努めるとともに、職員研修の一層の充実を図ります。

また、職員間の連携を一層密にして、あらゆる行政課題に対して迅速な対応を図れるよう情報交換を行い、地域のコミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に参加し、市民との対話や交流を図れる職員の育成を進めます。

また、専門的な業務に対応するためには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を充てるのが効果的です。優秀な人材を確保するため専門性の高い職務経験者を採用するとともに、人材育成に主眼をおいた人事考課制度を導入し、職員の適性を活かした効果的な人員配置に努めます。

#### 【方策】

- ①人材育成基本方針に基づく人材育成
- ②実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成
- ③職員相互間の連携強化や人事交流の実施
- ④多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

### Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

行政経営の原点を市民の立場に置き換え、将来を見据えながら「今やるべきこと」を見極めていくことが必要です。

そのため、改革に対する前向きな姿勢と、終わりなき改善に向けた積極的かつ迅速な取り組み求められることから、まちづくり基本条例に掲げた「市民参画」と「情報共有」の指針を遵守し、市民との協働で真に必要とされる行政サービスを柔軟性とスピード感をもって提供していきます。

#### (1) 公正の確保と透明性の向上

市政の公正・透明性を図るために、広報紙やホームページ、CATVなどによる市民への行政情報の提供を積極的に進めるとともに、個人情報保護制度の趣旨を踏まえて適正な情報管理を徹底していきます。

また、行政施策を市民とともに構築していくために、各種審議会・委員会での議論に、広く市民の意見が反映されるよう、会議の公開、審議会等の委員の公募、パブリックコメントなどを実施します。

##### 【方策】

- ①情報共有の推進と説明責任の明確化
- ②民意を反映する審議会・委員会の体制整備
- ③公聴制度の拡充

#### (2) 市民協働の市政の推進

まちづくり基本条例に掲げた「市民が主体の原則」、「情報共有の原則」、「協働の原則」の基本理念に基づき、市民や団体の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、行政と市民が互いの役割を理解し、連携して課題の解決に取り組む協働の市政を実現します。

##### 【方策】

- ①市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援
- ②市民協働による事業の展開

## 第4 まとめ

昨今の社会情勢からみてもわかるように、国、地方とも大きな変革期にあることから、これまでとは違った政策・施策の展開が求められています。

少子高齢化や人口減少・過疎対策に加え、昨今の景気低迷への対応や循環型社会の構築など喫緊の政策課題が山積していますが、社会情勢がめまぐるしく変化している局面にあっては、何事にもスピード感を持って取り組む必要があります。

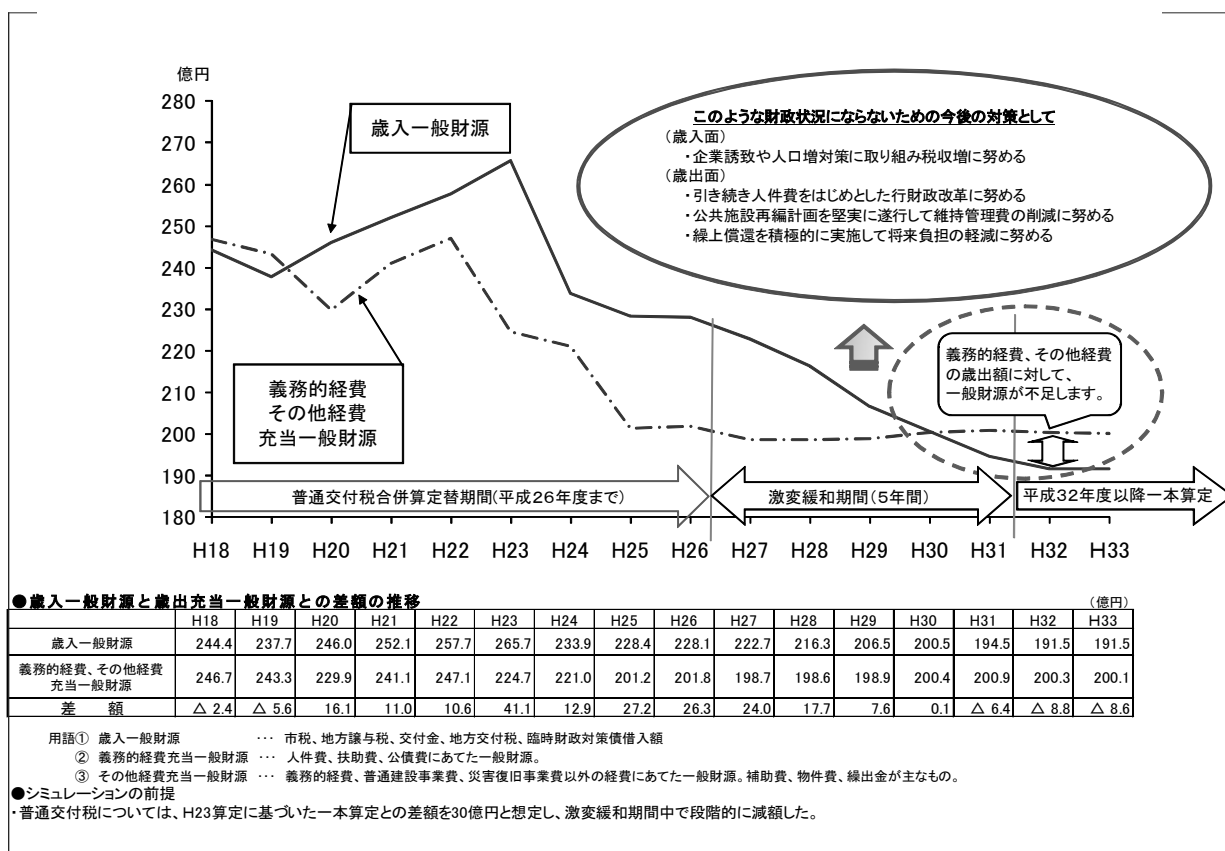
一方、市民ニーズが多様化しているなかでは、限られた行政資源（財源や人）で、すべての市民がすべてのサービスに満足できるような施策の展開は不可能です。このため、施策や事務事業の「選択と集中」を図り、メリハリのある行政経営を実現させなければなりません。

南砺市総合計画に掲げた市の将来像「さきがけて 緑の里から 世界へ」の実現にむけて、具体的な「各論」部分の実行に向け、直面している行政課題に対して強い覚悟をもって取り組んでいきます。

この大綱に基づく市政運営を進めることで、南砺市としての強みを伸ばして弱みを克服しながら、地域の魅力を開拓するとともに、夢と希望もてる南砺市の個性を確立します。

《参考》

○今後 10 年間の財政見通し（歳入一般財源と性質別経費一般財源の見込み）：財政課



○用語説明

【ICT】

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

従来のITの意味する情報技術（コンピュータ技術）に加えて、それを使った伝達能力（コミュニケーション）を強調した表現。

【公の施設】

普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設。

【合併特例債】

合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のこと。平成24年6月に、当初10年間であった発行期限が延長され、東日本大震災の被災地では合併後20年間、被災地以外は15年間にわたり特例債の発行が可能になった。市町村建設計画に基づ

く事業のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができるもので、事業費の95%に充当でき、元利償還の7割は交付税措置となる。

#### 【外郭団体】

市（官公庁）から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のこと。事業・活動の内容や人事などの面で所管官公庁と密接な関連をもつが、設立の経緯、目的、組織形態、所管官庁の出資割合や出向職員数について、そのあり方は多種多様である。（第三セクター、公社、社会福祉法人等）

#### 【行政評価】

行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。

#### 【機関委任事務】

地方公共団体の首長（都道府県知事、市町村長）等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のことで、平成12年4月の地方分権一括法施行により廃止された。

#### 【指定管理者制度】

地方公共団体の公の施設の管理にあたり、指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度。株式会社や地域団体などの民間事業者も施設管理を代行することが可能となった。

#### 【実質公債費比率】

自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要になる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。

#### 【スクラップ・アンド・ビルド】

組織や事業の拡大を抑制するため、新設する場合には、それに相当する既存の組織や事業を廃止すること。

#### 【スケールメリット】

広域化等により組織の規模を大きくすることによって得られる効果。



### 【第三セクター】

公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。地域開発・交通その他の分野で設立されている。

### 【地方公営企業】

地方公共団体が経営する企業のうち、水道・軌道・自動車運送・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い各事業で、地方公営企業法の適用される事業。

### 【地方交付税】

地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付される。

### 【地方分権一括法】

正称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な 475 本の法律の改正部分を、1 本の法律として改正した。平成 11 年（1999 年）に制定され、一部を除き平成 12 年（2000 年）4 月に施行された。

地方分権を推進し、地方の裁量性を高めて国の関与を少なくすることで、中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることを目的としている。

### 【定員適正化計画】

平成 9 年の地方分権推進委員会第 2 次勧告において、組織の肥大化の抑制し、住民の行政需要に的確に答えていくため、すべての地方公共団体においては、計画期間を定め、目標数値を掲げた定員適正化計画を策定し、公表するものとされた。

### 【パブリックコメント】

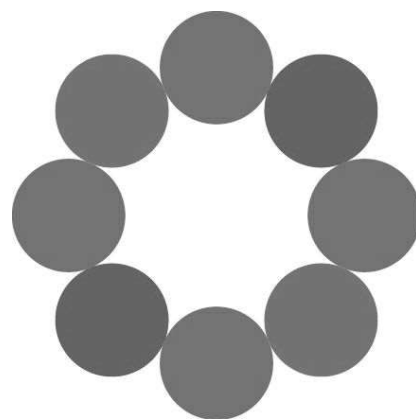
市の基本方針や計画等について、事前に案を示して広く市民から意見や情報を募集すること。

### 【PDCA マネジメントサイクル】

プロジェクトの実行に際し、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のこと。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れで捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられている。

# 第2次南砺市行政改革実施計画

計画期間：平成24年度～28年度



平成24年10月

南砺市行政改革推進本部

## 第2次南砺市行政改革実施計画の策定について

本市では、平成18年3月に「南砺市行政改革大綱」及び「南砺市行政改革実施計画」を策定し、事務事業の見直しや組織機構の改革、財政の健全化、職員数の削減などを進めてきましたが、公共施設の再編・統廃合や第三セクターの経営改革など未だに解決されていない課題がいくつかあります。

これまでの取り組みを検証し、課題を明確にしたうえで改革を継続していく必要があることから、行政改革推進の指針として「第2次南砺市行政改革大綱」を策定したところであり、「Ⅰ 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】」、「Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】」及び「Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】」を3つの重点目標に掲げています。

この実施計画では、3つの重点項目の達成に向けた具体的な改革事項を定めており、平成24年度から28年度までの5箇年を計画推進期間として、PDCAマネジメントサイクルの手法により毎年度の進捗管理を行いながら改革に取り組みます。

### ○「実施年度」欄について

前実施計画から継続して実施している改革事項については、「24 実施(25～継続)」としています。

### ○「指標・進捗管理項目」欄について

【指標(目標値)】…平成28年度までに達成を目指している目標値を記載しました。

《進捗管理項目(実績)》…把握できる直近の実績値を記載しました。取組内容の進捗状況に関連した実績値を毎年度報告します。

### \*\*\* 目 次 \*\*\*

#### I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

(1)事務事業の見直し	……	1
(2)民間委託の推進	……	3
(3)行政組織機構の見直し	……	4
(4)外郭団体、財政援助団体等の見直し	……	6
(5)行政サービスの向上	……	7

#### II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

(1)財政の健全化	……	9
(2)定員管理と人件費の適正化	……	12
(3)人材育成の推進と多様な人材の確保	……	13

#### III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

(1)公正の確保と透明性の向上	……	14
(2)市民協働の市政の推進	……	16

#### ○用語説明

# I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

## (1) 事務事業の見直し

### ① 行政が実施する施策の選択や重点化

No.	改革事項	取組内容	実施年度	指標・進捗管理項目	統括部局(課室)
1	計画行政の推進	市の政策及び施策の方向性を明確にするため各種計画を策定する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・策定した計画数(H23:7計画)	市長政策室 (企画情報課)
2	市内公共交通体系の連携強化	市営バス路線や民間バス路線の運行・利用状況について検証を行い、公共交通の不便地域の解消や交通弱者等の移動手段の充実を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 公共交通機関を使いやすいと感じる市民の割合 (H23:47.3%⇒H28:60%) ≪進捗管理項目(実績)≫ ・市営バス路線数(H23:21路線) ・市営バス利用者数(H23:108,794人)	民生部 (住民環境課)
3	病院事業の見直し	市立2病院のあり方を検証し、経営の一元管理と機能分担を図り、良質な医療の提供と高度で効率的な病院運営に取り組む。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市立2病院の医師数(H23:25人⇒H28:31人) ・市立2病院の看護、准看護師数(H23:183人⇒H28:207人) ≪進捗管理項目(実績)≫ ・病床数(H23:市民病院180床、中央病院190床) ・延べ入院患者数(H23:市民病院50,578人、中央病院34,389人) ・延べ外来患者数(H23:市民病院89,981人、中央病院74,502人)	地域包括医療・ケア局 (医療課)
4	高齢者福祉サービス事業の適正化	「高齢者保健福祉計画」に基づき在宅福祉を重視した高齢者福祉施策を推進する。 介護予防と健康づくり及び認知症対策、虐待、生活困難高齢者対策等の充実を図る。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・要支援、要介護認定率(H28の推計値20%を18.5%以下に抑制する)(H23:17.2%) ・要支援、要介護認定者数(H23:2,958人)	地域包括医療・ケア局 (地域包括課)
5	イベントの再編と運営方法の見直し	合併前の町村から引き継いだイベントや市になってから企画したイベントの役割や効果を検証し、事業に対する行政支援のあり方、地域との協力関係を見直す。	25実施 (26～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・観光課所管イベント数(H23:18件) ・観光課所管イベント補助金(H23:71,270千円) ・観光課所管イベント入込数(H23:344,699人)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

## ②公共施設の再編(機能強化、統廃合、民営化)

6	公共施設の再編・統廃合	「南砺市公共施設再編計画」(H24.6月に公共施設再編計画を見直し)の再編等の方向性に基づき、施設の統廃合、売却・譲渡を実施する。 各施設の利用状況や収支状況、将来の公費負担見込みなどを踏まえて計画の見直しを行う。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・スキー場施設(H25廃止:2施設、H26売却譲渡:3施設) ・温泉・宿泊施設(H24売却譲渡:1施設、H25売却譲渡:6施設、H27売却譲渡:2施設)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
7	分庁舎方式の検証と庁舎機能の再編	行政組織機構の再構築にあわせて現在の分庁舎方式を検証し、部局及び課室の効率的かつ機能的な配置を検討する。	27実施 (28～継続)		総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

## ③行政評価に基づく事務事業の改革・改善

8	行政評価制度の本格運用	施策評価及び事務事業評価の結果を市政に反映させ、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、行政経営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすために評価シートを公表する。 主要施策や重点事業について、妥当性や有効性などを客観的に検証するため、市民による評価委員会を設置し、外部の意見を反映する仕組みづくりを行う。 事務事業評価の結果に基づき、不用・不急と判断する事務事業を統合・廃止する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・行政サービス(市役所の仕事)の水準が適正だと思う市民の割合(H23:68.8%⇒H28:80%)  《進捗管理項目(実績)》 ・施策評価シートを作成した施策数(H23:41施策) ・事務事業評価シートを作成した事務事業数(H23:739事務事業)	総務部 (総務課)
---	-------------	---	-----------------	---	--------------

## (2) 民間委託の推進

### ① 行政運営の効率化や住民サービスの向上が図れる業務の民間委託の推進

9	民間委託推進方針の策定	業務の民間委託を推進するため、適正なサービス水準の確保を念頭に置き、費用対効果や妥当性を考慮して、推進方針を策定する。	25実施 (26～継続)		総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
10	バス運行の民間委託	市営バス運行の民間委託を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・直営バス路線数(H23:9路線⇒H28:0路線) ≪進捗管理項目(実績)≫ ・委託バス路線数(H23:12路線)	民生部 (住民環境課)
11	デイサービス事業の一部業務の民間委託	デイサービス事業の給食、食材調達、送迎事業等の民間委託を推進する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・民間委託業務種目数(H23:2業務)	地域包括医療・ケア局 (地域包括課)
12	給食調理業務の民間委託	小中学校、病院事業等の給食調理業務の民間委託を推進する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・民間委託業務数(H23:中学校5校、市立病院2病院)	教育委員会 (教育総務課)

### ② 指定管理者制度による公の施設の管理運営

13	指定管理者制度の適正な運用	直営の公の施設を対象として制度導入の可能性を検討するとともに、管理の担い手をNPO法人や民間事業者等の多彩な担い手に拡大し、民間の持つノウハウ等を活用した創意工夫により、良質なサービスの提供と経費の節減を推進する。 指定管理者評価委員会(外部委員)の意見を聴いて、制度の運用改善を図る。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・制度導入施設数(H23:177施設・85協定) ・指定管理料(H23:673,278千円)	総務部 (総務課)
----	---------------	--	-----------------	---	--------------

14	モニタリングの実施と公表	指定管理者制度を導入している公の施設のうち、基幹施設の管理運営状況についてモニタリング評価を実施し、サービスの改善を図る。 指定管理者評価委員会委員(外部委員)による客観的な評価を行い、評価結果を公表する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・モニタリング評価結果が「A」評価以上の施設の割合(H23:84.6%⇒H28:92%)  ≪進捗管理項目(実績)≫ ・モニタリング実施施設数(H23:26施設) ・指定管理者評価委員会(H23設置)	総務部 (総務課)
----	--------------	--	-----------------	---	--------------

### ③民間活力の導入

15	業務の民営化やPFI・PPP手法等の活用	建設コストの削減と民間のノウハウ活用による公共施設の整備と管理運営手法の導入を検討する。	26実施 (27～継続)		総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
----	----------------------	--	-----------------	--	---------------------------

## (3) 行政組織機構の見直し

### ①新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築

16	組織機構と事務所管の見直し	総合計画基本計画に掲げた重点施策を推進するとともに、新たな行政需要や市民ニーズ等に的確に対応するため、庁内の組織機構や事務所管の見直しを行う。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・組織再編(H23:児童育成課をこども課に課名変更、子育て支援室を新設、市民協働課に婚活支援係を新設、企画情報課統計係を定住統計係に改組) ・事務所管(H23:観光課が管理していた温泉温浴3施設(くろば温泉、ゆ～ゆうランド、ゆ～楽)を福祉課に所管替え)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
17	地域包括医療・ケアの推進	医療と福祉業務の連携を強化し、良質で効果的な医療・福祉ケア・サービスの提供を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・訪問看護、訪問リハビリ利用者数(H22:390人/月⇒H28:460人/月)  ≪進捗管理項目(実績)≫ ・訪問看護、訪問リハビリ延べ利用者数(医療・介護重複者を含む)(H23:394.4人/月)	地域包括医療・ケア局 (医療課)
18	横断的プロジェクトチームによる政策対応	新たな行政課題や政策形成に迅速に対応できるよう、プロジェクトチームの編成や関係各課での連絡会議等の開催など部局横断的な取組体制を構築する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・横断的プロジェクトチーム(会議・委員会等)の設置数(H23:13件)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

19	母子・成人保健業務の連携と人的集約による機動力の強化	保健センター業務のあり方を検証するとともに、保健事業に係る人的機動力の強化に努め市民サービスの向上を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・特定保健指導の実施率(H23:30.2%⇒H28:45%) [特定保健指導の実施率=運動や食生活指導の完了者/特定健診受診者のうち運動や食生活改善指導対象者数] ≪進捗管理項目(実績)≫ ・保健センターでの相談受付数(H23:568件) ・保健師、管理栄養士の配置数(H23:成人担当5人・母子担当12人)	民生部 (健康課)
20	行政センター機能の見直し	担当課と行政センターの事務分掌を検証し、簡素で効果的・効率的な組織機構を再構築する。	25実施 (26～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・行政センター事務の移管・集約の状況(H23まで:医療費等の入力事務及び外国人登録事務を担当課に集約)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

## ②スクラップ・アンド・ビルドの徹底による組織機構・出先機関の統廃合

21	診療所の見直し	地域の医療圏の方向性を検証し、現在の4診療所のあり方を見直すとともに、診療所間での医療材料等の集約化を推進する。	25実施 (26～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ※取組み状況(H23:H22年度より診療材料の納入管理の一元化を実施、診療所業務のマニュアル化により診療所間での職員の協力体制を確保)	地域包括医療・ケア局 (医療課)
22	保育園の統合と民営化の検討	園児数の減少と保育サービスの拡充に対応するため保育園の統廃合を推進する。 保育サービスにおける市立保育所の役割を検証し、一部の保育園の民営化を検討する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・保育園数(H23:27園⇒H28:12園)	民生部 (こども課)
23	小・中学校の統廃合	少子化に伴う児童・生徒数の減少に伴い、適正規模と適正配置についての検討を継続する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・小学校(H23:10校) ・中学校(H23:8校) ・児童・生徒数(H23:4,066人) ・複式学級数(H23:6学級)	教育委員会 (教育総務課)



(4) 外郭団体、財政援助団体の見直し

① 外郭団体の経営改善と自立の促進

24	第三セクター経営の総点検	市の出資比率が25%以上の第三セクターについて、公的支援に頼らない自立運営を目指して運営の改善を指導する。	26実施 (27～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・市の出資比率が25%以上の第三セクターの数(H23:13団体) ・市の出資額(H23:645.24百万円)	市長政策室 (企画情報課)
25	財団法人の見直し	市が出捐している財団法人について、統廃合・整理等の見直しの総合的な方針を策定する。	26実施 (27～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・市が出捐している財団法人の数(H23:6団体) ・市の出捐金(H23:137.6百万円)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
26	農業公社と関連団体との統合	農業公社と関連団体の経営基盤の強化を図るため統合を推進する。	26実施 (27～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・市が出捐している農業公社の数(H23:2団体) ・市の出捐金(H23:86.5百万円)	産業経済部 (農政課)

② 外郭団体の統廃合

27	運営の適正化	各団体が中期的経営計画を作成し、自主的事業の拡大などで採算面の改善が図られるよう、団体自らの改革を指導する。 出資・出捐比率50%以上の外郭団体について、経営状況の改善が見込めない場合は、経営改善計画や職員数、人件費の定員適正化計画の策定を指導する。	26実施 (27～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・市の出資・出捐比率が50%以上の外郭団体数(H23:財団法人6団体、株式会社3社)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
28	公的支援の見直し	外郭団体に対する市からの公的支援の状況を検証し、出資以外の支出がある場合は削減に努める。	26実施 (27～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・財政支援をした外郭団体数(H23:4団体) ・団体運営補助金(H23:103,887千円)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
29	情報の開示	外郭団体及び指定管理者等の公益的な性格に鑑み、情報公開制度の趣旨に基づく情報の提供に努めるよう指導する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・情報公開規程を策定している団体数(H23:46団体/80団体)	総務部 (総務課)

### ③財政援助団体の自主的運営の推進

30	財政支援の見直し	補助金制度の見直しとあわせて、財政支援団体への人的、資金的援助を縮小する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・財政援助団体監査の実施状況(H23:7団体、監査対象補助金額245,550千円)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
31	団体の自立・自主性の促進	各種団体等における市の関与のあり方を検証し、団体の自立を促進するとともに側面的な支援体制に移行する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市から派遣している職員数(H23:5人⇒H28:0人)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

### (5) 行政サービスの向上

#### ①開庁時間の拡大など窓口サービス、相談業務体制の充実

32	窓口サービスの拡充と案内機能の充実	市民窓口サービスの開設時間延長を継続するとともに、窓口での説明方法や手続き方法を点検し、市民の目線に立って利便性の向上を図る。 休日や時間外における住民票等の交付、窓口混雑の緩和のために自動交付機の利用を促進し、住民サービスの向上を図る。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・証明書自動交付機利用件数(H23:16,955件) ・業務時間の延長(H23:毎週火曜日は午後7時まで延長、転入・転出等が多い3月下旬から4月上旬の日曜日は行政センター窓口を開設)	民生部 (住民環境課)
33	市民利用施設の休館日、開館時間等の見直し	公共施設としての役割を踏まえたうえで、施設の利用しやすさや費用対効果などを総合的に検証し、効果的で効率的な管理運営を推進する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・開館時間延長、休館日開館の状況(H23:中央図書館は7～8月の月曜日を開館、一部の体育館施設では週1回の休館日も開館)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

#### ②市民への情報提供機会の充実

34	ホームページの利便性向上	利用者の視点に立ちホームページの利用しやすさの向上に取り組むとともに、メールマガジンなどICTを活用した情報発信を拡充する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・ホームページ閲覧件数(H22:134万件⇒H28:150万件) ≪進捗管理項目(実績)≫ ・メールマガジン登録者数(H23:1,162人) ・ホームページ閲覧件数(H23:1,115,130件)	市長政策室 (企画情報課)
----	--------------	--	-----------------	--	------------------

35	CATVへの情報提供	CATV事業の状況を検証し、市民ニーズに合った行政情報の充実により加入の促進を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・ケーブルテレビ加入率(H22:58.6%⇒H28:63%)	市長政策室 (市民協働課)
36	出前講座の充実	職員が講師を務める出前講座における各種制度や市政情報の提供の充実を図り、市政への市民参画を促進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・出前講座メニュー数(H23:39講座⇒H28:80講座) ・出前講座開催回数(H23:40回⇒H28:80回)	市長政策室 (市民協働課)

### ③ICTの活用による行政サービスの拡充

37	インターネットを活用した行政手続のオンライン化の推進	本人確認システムの確立による証明書の交付申請、市税の電子申告などの電子オンラインシステム化を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・インターネットを利用している市民の割合(H23:56.8%⇒H28:70%)	市長政策室 (企画情報課)
38	ICカードの普及と多目的利用の推進	サービス機能の拡充により利便性を高めることで、住民ICカードの利用普及を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・住基カード発行率(H22:58.2%⇒H28:65%) ・住基カードを利用した証明書の交付率(H22:35.5%⇒H28:41%)	市長政策室 (企画情報課)
39	地図情報システム(GIS)の充実	インターネット上で提供しているGISを活用した地図情報に防災、福祉関係情報等を提供し、システムの充実を図る。	24実施 (25～継続)	《進捗管理項目(実績)》 ・市ホームページによる公開GIS情報数(H23:7情報)	市長政策室 (企画情報課)

### ④行政手続きの簡素化による行政サービスの迅速化

40	申請書・届出手続きの簡素化	インターネットを利用して自宅や職場から各種行政手続きができる各種申請や届出の電子化を推進する。	26実施 (27～継続)	《進捗管理項目(実績)》 ・インターネット支払状況照会サービス登録者数(H23:104件) ・Web施設予約可能施設数(H23:38施設) ・Web図書予約利用件数(H23:3,908件)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
----	---------------	---	-----------------	---	---------------------------

## II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

### (1) 財政の健全化

#### ① 歳出経費の徹底的な削減と公有財産の整理合理化

No.	改革事項	取組内容	実施年度	目標値・進捗管理項目	統括部局(課室)
41	経常的経費の削減	<p>業務執行全般に係る経費の節減を促進するため、年度内における計画的な執行に努める。</p> <p>市が支出する補助金に終期を設定し、事務事業評価結果などをもとに目的を達成した補助金(補助事業)を終了する。</p> <p>定員適正化計画に基づく職員の適正配置を図り、人件費の削減に努める。</p> <p>公共施設再編計画に基づく公共施設の統廃合を進め、維持管理経費の削減に努める。</p>	24実施 (25～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率(H23:78.2%⇒H28:90%)</li> <li>・単人口(千人)当りの職員数(H23:13.1人⇒H28:12.9人)</li> </ul>	総務部 (財政課)
42	公債費の適正な管理	<p>財政指標などを活用しながら、市民が理解しやすく、総合的に把握が可能となるよう財政状況の公表方法を充実する。</p> <p>新規市債の発行にあたっては、後年度元利償還が交付税で措置される有利な起債を最優先に借入れするものとする。</p> <p>後年度の利払い負担軽減のため積極的に繰上償還を実施するとともに、将来の償還額負担に対応するため減債基金の充実を図る。</p>	24実施 (25～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率(3か年平均)(H23:12.4%⇒H28:16%)</li> </ul>	総務部 (財政課)
43	庁内事務改善の取り組みの推進	<p>庁内事務や庁舎管理経費の執行にあたり、目標の設定や管理様式の統一、定期的な進捗管理、成果測定等を行い、PDCAマネジメントサイクルを定着させることで、事務改善を推進し、庁費の節減や事務の効率化を図る。</p>	24実施 (25～継続)	<p>≪進捗管理項目(実績)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8庁舎光熱水費(H23:45,323千円/電気料:30,959千円、上下水道料:3,509千円、プロパンガス:2,803千円、重油・灯油:8,052千円)</li> </ul>	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部

44	委託業務の見直し	委託業務の内容を再点検し、業務内容の集約化、標準化、適正化などにより経費の削減を図る。	24実施 (25～継続)		総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
45	市有資産の民間活用促進と整理譲渡	未利用普通財産の売却、貸付を進め効率的な財産管理を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・普通財産保有面積(山林を除く土地)(H23:24.6ha ⇒H28:17.5ha) ≪進捗管理項目(実績)≫ ・普通財産貸付面積(土地)(H23:38.2ha)	総務部 (財政課)
46	庁有車両の見直し	車両の更新時期にあわせて効率的な管理体制を構築する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・公用車台数(H23:316台⇒H28:300台)	総務部 (財政課)

## ②税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保

47	滞納対策強化による収納率の向上	市税や各種使用料金等の収納強化期間の設定や臨戸訪問の強化により収納率の向上を図るとともに滞納者の増加を抑制する。 市税・使用料等の納付に著しく誠実性を欠く者に対しては、滞納整理を強化する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・滞納整理による収納率(市税の過年度滞納分) (H22:14.7%⇒H28:20%) ≪進捗管理項目(実績)≫ ・口座振替率(H23:74.8%)	総務部 (税務課)
48	債権管理の一元化	関係課が連携して滞納管理システムを構築するとともに、滞納整理情報の一元管理により、計画的かつ効率的な滞納対策を実施する。	26実施 (27～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・差押え件数(H23:21件)	総務部 (税務課)
49	受益負担の適正化	使用料や手数料等の受益者負担について、市民の理解を得ながら社会経済情勢の変化等に応じた適正な料金を設定する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・適正化の状況(H23:下水道受益者負担(分担)金の基準を統一)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
50	広報紙等への有料広告掲載	広報なんと、市ホームページ等の広報媒体や業務用封筒などへの有料広告の掲載を促進する。市刊行物の有料化等あらゆる分野において柔軟な発想で自主財源の確保に努める。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・有料広告掲載による収入(H23:1,370.4千円/広報なんと768千円、市ホームページ380千円、市営バス車体134.4千円、公演情報ガイド「ジョイント」88千円)	市長政策室 (市民協働課)

51	公共施設等の命名権(ネーミングライツ)の導入	広告媒体となり得る行政資源(公共施設やイベント等)を積極的に活用し、自主財源の確保に努める。	26実施 (27～継続)		総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
----	------------------------	--	-----------------	--	---------------------------

### ③公共事業の見直しと公共工事の適正なコスト縮減

52	公共事業の計画見直し	合併特例期間の終了や将来の財政計画を踏まえて、各種公共事業計画を点検し見直す。	24実施 (25～継続)		総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
53	電子入札制度の導入	南砺市における導入の可能性、市内業者の意向等を踏まえて検討する。	26実施 (27～継続)		総務部 (財政課)

### ④補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し

54	補助金等の整理合理化と交付制度の見直し	<p>各種補助金については、市民ニーズの変化や成果等を総合的に評価し、効率的で効果的な内容となるよう見直しを進めるとともに、原則として終期を設定する。</p> <p>&lt;奨励的補助金&gt; 達成目標を設定した計画的な実施に努め、費用対効果の低いものは早期に見直す。</p> <p>&lt;各種団体運営補助金&gt; 補助対象団体の公共性や公益性、行政が補助する妥当性・必要性を精査し、団体運営補助から事業補助への組換えや補助ルールの特化など一層の透明化を進める。</p> <p>&lt;事業補助金&gt; 利用しやすく効果の高い補助事業となるよう、PDCAサイクルに基づく見直しを行う。</p>	24実施 (25～継続)	<p>《進捗管理項目(実績)》</p> <p>・廃止した補助金(H23:5件/2,820千円)</p>	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
----	---------------------	--	-----------------	---	---------------------------

### ⑤地方公営企業の経営健全化

55	公営企業改革プランの見直しと執行管理	地方公営企業の経営の総点検を行い、将来の運営・投資について採算性を検討し、民間的経営手法の導入促進及び計画性・透明性の高い企業経営を推進する。	25実施 (26～継続)	【指標(目標値)】 ・水道事業有収率(H22:74.9%⇒H28:85%) ・下水道事業有収率(H22:77.8%⇒H28:85%) ・医業収支比率(H22:86.8%⇒H28:95%)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
----	--------------------	---	-----------------	--	---------------------------

### (2)定員管理と人件費の適正化

#### ①組織再編や業務の整理合理化に伴う職員数の削減

56	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	適正な業務の執行を確保し、計画的な職員配置や定員管理を行うため、定員適正化計画による適正な定員管理を推進する。	27実施 (28～継続)	【指標(目標値)】 ・職員数(病院事業会計職員を除く)(H23:707人⇒H28:647人)	総務部 (総務課) ※行政改革推進本部
57	部局を超えた協業体制実施	特定業務の繁忙期において、所管課を超えた職員間の応援体制で市民サービスの充実を図る。	24実施 (25～継続)		総務部 (総務課)
58	時間外勤務手当の削減	事務事業の廃止・休止、業務執行の効率化などを通じ時間外勤務手当を削減する。 代休振替制度や勤務日の割振りを適切に行うこと、業務の内容によっては、フレックス制を導入するなど勤務時間の弾力的運用により時間外勤務手当の削減を図る。	24実施 (25～継続)	《進捗管理項目(実績)》 ・時間外勤務手当支給額(2病院を除く)(H23:51,800千円)	総務部 (総務課)
59	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当については、社会情勢や職場環境の変化等を踏まえて見直しを行う。	24実施 (25～継続)	《進捗管理項目(実績)》 ・特殊勤務手当支給額(H23:970千円)	総務部 (総務課)

### (3) 人材育成の推進と多様な人材の確保

#### ① 人材育成基本方針に基づく人材育成

60	人材育成基本方針に基づく職員資質の向上	人材育成基本方針の目指す職員像を実現するために、職員研修の充実を図る。	24実施 (25～継続)		総務部 (総務課)
----	---------------------	-------------------------------------	-----------------	--	--------------

#### ② 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成

61	職員研修計画に基づく研修の実施	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るとともに、職責に応じた知識や技術を習得させるため、職員研修計画を充実する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・研修実施回数(H23:40回) ・延べ受講者(職員)数(H23:566人)	総務部 (総務課)
62	職員提案制度の実施	創造性豊かな職員の育成と柔軟で活力のある行政運営を推進するため、政策提言から事務・業務改善まで、組織目標を踏まえた職員提案制度を全庁的に実施する。	24実施 (25～継続)		総務部 (総務課)

#### ③ 職員相互間の連携強化や人事交流の実施

63	連絡・調整体制の強化	分庁舎方式を採用し、地域行政センターを設置していることから、調整会議の実施や事務マニュアルの見直し・整備等により職員間の連携や情報交換体制を充実する。	24実施 (25～継続)		総務部 (総務課)
64	職員の地域活動やボランティア活動への参画	ボランティア活動や市民との協働事業への積極的な参加を推進し、職員の自己啓発とコミュニケーション能力向上を目指す。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・地域活動への参画(H23:となみ青年会議所賛助会員3人)	総務部 (総務課)
65	民間機関や他団体派遣による人事交流の推進	行政事務に関連した民間企業や他自治体への職員派遣をとおして人事交流を進め、広い視点から業務改善を自発的に行う体質に改善します。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・派遣機関数(H23:9箇所) ・派遣人数(H23:34人)	総務部 (総務課)



④多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

66	人事評価制度の実施	職員の能力や仕事の成果を公平公正に評価するための能力評価(勤務評定)を実施し、適正な人事異動や昇任の参考資料にするとともに、人材育成に主眼を置いたフィードバック面談を実施し、上司と部下とのコミュニケーションの確立と組織の活性化を図る。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・人事評価実施職員の割合(H23:100%)	総務部 (総務課)
67	人員配置の適正化	社会情勢の変化に対応して適切な住民サービスを提供するため、組織の改編や職員配置の見直しを行う。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・組織改編(H23:児童育成課をこども課と子育て支援室に再編)	総務部 (総務課)
68	多様な人材の登用	専門的な事務事業に速やかに対応するためには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を登用することが効率的であることから、民間の職務経験者の採用や一定期間を定めた雇用を実施する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・人材の登用(H23:文化財保護業務専門員として一級建築士を嘱託雇用)	総務部 (総務課)

Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

(1)公正の確保と透明性の向上

①情報共有の推進と説明責任の明確化

No.	改革事項	取組内容	実施年度	目標値・進捗管理項目	統括部局(課室)
69	情報公開コーナーの充実	各庁舎の情報公開コーナーの充実と開示情報の充実を図る。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・情報公開コーナー設置情報件数(H23:85件)	総務部 (総務課)
70	市政情報提供の充実	市民の広報づくりへの参加やホームページとの連携など時代の要請に応じた取り組みを進めながら、市民目線に立った広報づくりを推進する。 広報紙への行政施策特集記事(予算、決算、各種計画等)の掲載や市長定例会記者会見、市政バスの実施により、市政情報の充実を図る。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・市長定例会記者会見の実施回数(H23:12回) ・市政バス実施回数/参加者数(H23:7回/187人)	市長政策室 (市民協働課)

71	個人情報の適正管理	個人情報保護の観点から、行政における個人情報の管理を徹底する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・個人情報保護制度の開示請求件数(H23:4件) ・情報公開制度の開示請求件数(H23:16件)	総務部 (総務課)
72	行政手続の適正化	行政手続きに関して、その審査基準、処理期間、処分基準の明確化を図る。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・審査基準等の設定件数(H23:215件(法律の基づくもの:129件、条例に基づくもの:86件))	総務部 (総務課)

### ②民意を反映する審議会・委員会の体制整備

73	審議会、委員会等の会議内容の公開	審議会、委員会等のうち公開で開催する会議について、市ホームページ等で事前に告知するとともに会議内容を公表する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・公開した会議の件数(H23:30回)	市長政策室 (市民協働課)
74	各種委員の公募	審議会、委員会、市民会議等の委員について、意欲のある委員を公募により選任し、まちづくりへの市民参画を推進する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・公募件数(H23:2件) ・公募委員数(H23:7人)	市長政策室 (市民協働課)
75	女性委員登用の拡大	男女共同参画社会の実現に向けて審議会、委員会等における女性委員の登用を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・各種行政委員の中の女性委員の数(H22:126人%⇒H28:153人) ・女性委員の登用率(H23:22.1%⇒H28:40%)	市長政策室 (市民協働課)

### ③公聴制度の拡充

76	市民意見の聴取方法の充実・聴取機会の拡充	市民の意見に耳を傾ける場として市政懇談会を開催する。 市民意見や提言の機会を確保し、市民ニーズを的確に把握する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・市政懇談会開催回数(H23:8回) ・行政CRM受付件数(H23:95件) ・市長への手紙受付件数(H23:70件)	市長政策室 (市民協働課)
77	パブリックコメント制度の確立	各施策の基本的な計画の策定や重要な変更及び条例の制定・改廃について、市民等への説明責任を果たすとともに、意見が提出しやすい環境整備を行い、制度の円滑な運用を推進する。	24実施 (25～継続)	<<進捗管理項目(実績)>> ・パブリックコメント実施件数(H23:2件) ・市民等からの意見提出件数(H23:7件)	総務部 (総務課)

## (2) 市民協働の市政の推進

### ① 市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援

78	NPO等の設立及び活動支援	新たな公共を担う部門であるNPO等への事業委託など行政との協働事業を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市内NPO法人数(H23:24団体⇒H28:30団体)	市長政策室 (市民協働課)
79	ボランティア団体の設立及び活動支援	地域づくりに重要な役割を担うボランティア活動を支援する。 行政との役割分担を念頭に、少子・高齢化対策や地域安全、環境対策施策等に関連するボランティアの養成や団体の設立を支援する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・ボランティア活動に参加している市民の割合(H23:40.2%⇒H28:50%) ・ボランティアセンターの登録団体数(H22:168団体⇒H28:185団体) ・ボランティアセンター登録ボランティアサポーター数(H22:40人⇒H28:62人)	民生部 (福祉課)
80	市民団体活動の支援	市民活動推進の理念や基本的事項を定めた基本方針に基づき、市民活動の推進に向けた条件整備を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・地域づくり事業を行っている自治会数(H22:29自治会⇒H28:40自治会)	市長政策室 (市民協働課)
81	地域内分権制度の推進(地域づくり交付金の活用)	地域の活性化や安全対策、環境整備等の推進にあたっては、自治組織との連携を強化するとともに、地域づくり交付金を活用した協働体制を構築する。	24実施 (25～継続)	≪進捗管理項目(実績)≫ ・地域づくり交付金の交付金額(H23:31団体/82,755千円)	市長政策室 (市民協働課)

### ② 市民協働による事業の展開

82	市民協働体制の構築	まちづくり基本条例に基づき、市民協働による市政を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・協働のまちづくりに取り組んでいる市民の割合(H23:15.1%⇒H28:50%)	市長政策室 (市民協働課)
83	協働による事業の展開	地域活性化方策の実施について、市民自らの積極的な参画を促し、行政主導から市民協働による体制に移行する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市が取り組んでいる協働事業数(H22:10事業⇒H28:20事業)	市長政策室 (市民協働課)

## ○用語説明

### 【PDCA マネジメントサイクル】

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のこと。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れで捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられている。

《1》

### 【要支援・要介護認定】

要介護認定とは、介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定するもの。

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されている。

《2》

### 【分庁舎方式】

行政機能を部課単位に複数の庁舎に振り分ける方式で、「平成の大合併」で合併した全国の自治体のうち約33%が分庁舎方式を選択した。

### 【行政評価】

行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。一般的に政策評価、施策評価、事務事業評価の3つの階層に区分される。

《3》

### 【デイサービス】

介護を必要とする人が昼間の一定時間、専門の福祉施設で日常生活上の世話や機能・適応訓練などを受けること。

#### 【指定管理者制度】

地方公共団体の公の施設の管理にあたり、指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度。株式会社や地域団体などの民間事業者も施設管理を代行することが可能となった。

#### 【公の施設】

普通地方公共団体(都道府県、市町村)が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設。

《4》

#### 【モニタリング】

あらかじめ設定しておいた計画や目標について、その進捗状況や成果をチェックすること。

#### 【PFI・PPP手法】

##### ・PFI手法

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略称。

社会資本整備の民間事業化のこと。自治体の公共部門が対応してきた公共施設などの整備を、官民役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方。

##### ・PPP手法

Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略称。

行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営すること。官民パートナーシップ、官民連携ともよばれる。

PFIは、行政が計画をつくったうえで実施する民間企業を募集するのに対し、PPPは、企画・計画段階から民間企業が加わり、民間の独自ノウハウで、より効率的な運営を目指す。厳しい財政状況のなかで民間資金の活用を拡大するねらいもある。

#### 【地域包括医療ケア】

生活上の安全・安心や健康を確保するため、医療・介護・福祉サービスを含めた生活支援サービスを日常生活圏域で適切に提供すること。

## 《5》

### 【特定保健指導】

糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健診と保健指導。

平成18年健康保険法の改正に伴い定められたもので、平成20年4月から健康保険組合や国民健康保険などに対し、40歳以上の保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診及び保健指導の実施が義務づけられた。

## 《6》

### 【外郭団体】

市(官公庁)から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のこと。事業・活動の内容や人事などの面で所管官公庁と密接な関連をもつが、設立の経緯、目的、組織形態、所管官庁の出資割合や出向職員数について、そのあり方は多種多様である。(三セク、公社、社会福祉法人等)

### 【第三セクター】

公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。地域開発・交通その他の分野で設立されている。

## 《7》

### 【メールマガジン】

企業や個人などが、特定の読者に向けて電子メールで定期的に情報を配信するもの。

## 《8》

### 【住基カード(住民基本台帳カード)】

住民票に記載された氏名及び住民票コード等が記録されたICカード。写真付きのものは身分証明書としても利用される。

### 【地図情報システム(GIS)】

コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能をもったシステム。

### 《9》

#### 【経常収支比率】

地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。経常経費に充てられた経常一般財源の割合を示しており、経常一般財源の残余が大きいほど臨時の財政需要に対応できる弾力性がある。

#### 【将来負担比率】

公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。

#### 【実質公債費比率】

自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要になる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。

### 《10》

#### 【普通財産】

公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などを行うことができる。

### 《11》

#### 【ネーミングライツ】

人の多く集まるスポーツ施設や文化施設に、企業名や商品名をつける権利。施設の所有者は命名権を企業などに譲渡することで企業から資金を得ることができ、命名権を獲得した企業は、施設への命名によって、メディアなどを通じて広く企業名や商品名をPRすることができる。

《12》

【地方公営企業】

地方公共団体が経営する企業のうち、水道・軌道・自動車運送・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い各事業で、地方公営企業法の適用される事業。

【定員適正化計画】

平成9年の地方分権推進委員会第2次勧告において、組織の肥大化を抑制し、住民の行政需要に的確に応えていくため、すべての地方公共団体においては、計画期間を定め、目標数値を掲げた定員適正化計画を策定し、公表するものとされた。

《15》

【行政CRM】

行政CRM(Customer Relationship Management)とは、自治体経営を住民ニーズと整合させ、長期的に住民との信頼関係を築くことで、自治体経営の改善をはかるための手段の一つ。

南砺市では、「住民視点のサービス」、「住民と行政との協働」のツールに位置づけ、対応履歴を一元管理するとともに、対応記録をホームページ上で公開している。

【パブリックコメント】

市の基本方針や計画等について、事前に案を示して広く市民から意見や情報を募集すること。

《16》

【NPO】

Non Profit Organization の略称で、民間非営利組織を意味する。

非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。